

識別情報の摘示などを削除するために「部落差別解消法」を
改正することについての
自由同和会の意見

令和6年4月4日

1. 識別情報の摘示が多数ネット上で見受けられても、差別事象は増加していない。

部落解放同盟は、識別情報の摘示は差別を助長するとして訴えているが、法務省の「人権侵犯事件調査処理規定」での同和問題関係の新規受理件数と、その内訳の中で部落差別の最大の指標である結婚・交際差別での新規受理件数は、以下の通り。

同和問題関係の新規受理件数が令和元年から大幅に増えたのは、平成30年までは識別情報の摘示は個人を特定しての人権侵犯には当たらないとして調査の対象にしていなかったが、令和元年からは突如として識別情報の摘示も調査の対象に加えたことが最大の理由。

	同和問題関係の 新規受理件数	識別情報の摘示 件数	関係行政機関の 通報件数	個人からの 新規受理件数	結婚・交際差別 の新規受理件数
平成25年	85件		21件	64件	11件
平成26年	117件		41件	76件	15件
平成27年	93件		9件	84件	12件
平成28年	78件		13件	65件	10件
平成29年	86件		25件	61件	9件
平成30年	92件		29件	63件	10件
令和元年	221件		125件	96件	6件
令和2年	244件		185件	59件	5件
令和3年	308件		235件	73件	3件
令和4年	433件	414件	326件	107件	3件
令和5年	448件		345件	103件	

2. 国が憲法に保障する「言論・表現の自由」に関与することは言論統制であり、国家統制に繋がる。

3. プロバイダー責任法の改正案が、今国会に上程されているので、成立後の運営をしばらくは見守ることが必要。あくまで民間での規制で解決を図る。

4. 憲法に関わる問題は、行政に任せるのではなく司法で。

5. 識別情報の摘示を行政が削除することは憲法第21条2項の「検閲は、これをしてはならない」に反する行為であり、憲法違反である。

6. 識別情報の摘示を「人権侵犯事件調査処理規定」の調査の対象に加えたことと、個人ではなく関係行政機関からの通報で一気に新規受理件数が増えた。

最新の令和5年の同和問題関係での新規受理件数は448件になっていて、その内関係行政機関からの通報は345件になっている。